

普天間飛行場返還アクションプログラム

〔 返 還 へ の 道 筋 〕

平成16年4月

宜野湾市

目 次

はじめに	・・・・・・・・	1
1．SACO最終報告の意味するもの	・・・・・・・・	3
2．普天間飛行場の現状		
(1) 訓練の状況	・・・・・・・・	4
(2) 騒音の実態	・・・・・・・・	4
(3) 事件・事故の実態	・・・・・・・・	5
(4) 市民の反応	・・・・・・・・	5
3．返還アクションプログラムと跡地利用の整合性	・・・・・・・・	6
4．米国における基地閉鎖・再編の動き		
(1) 米国の基地再編の動き	・・・・・・・・	7
(2) 沖縄の海兵隊	・・・・・・・・	8
(3) 海外基地再編の三つの流れ	・・・・・・・・	9
5．返還に向けて		
(1) 今なぜ普天間か	・・・・・・・・	10
(2) 今後の取り組み	・・・・・・・・	12
(3) アクションプラン指針	・・・・・・・・	13
(4) 普天間飛行場返還アクションプログラム ～ 5年以内返還のための骨太の方針～	・・・・・・・・	14

はじめに

なぜ今、5年以内(2008年)の返還行動計画を策定するか。

なぜ今、普天間飛行場の5年以内(2008年)の返還行動計画を策定するのか。その主な理由として次の3点を挙げることができる。第一には、普天間飛行場周辺で米軍ヘリの訓練飛行が年々激しくなり、地域によっては1日当たり200回を超えるようになって宜野湾市民の爆音被害の実態が極めて深刻化していること。

第二に1996年4月12日に日米両政府が普天間飛行場を5年ないし7年以内に全面返還することを合意したにもかかわらず、満7年が経過した現在、普天間飛行場をさらに16年以上も放置しようとしていること。

第三に、米国は海外米軍基地の再編を行おうとしており、この機会に返還が合意されている普天間飛行場での米軍ヘリ飛行訓練の実態と爆音被害の実情を内外に訴えて一日も早い全面返還を実現することが求められている。

さらに付け加えれば、国や県の協力の下で進められている普天間飛行場の跡地利用基本方針は平成17年度を目途に策定することとしており、引き続き5年以内に跡地利用計画の策定を実施することがのぞまれる。そのためにも跡地利用の具体的展開をはかるために5年以内(2008年)の返還を求める必要がある。

普天間飛行場は、1945年の沖縄戦中に米軍が建設して以来58年にわたり米軍基地として使用されている。同飛行場は、市面積の約25%を占めて市中央部に位置し、本市の発展を阻害する最大の要因になってきた。

また、近年は米軍ヘリ部隊が常駐し、学校、病院、保育所、教会などの住宅地上空で旋回飛行訓練を繰り返す米軍ヘリによる航空機騒音被害が著しく激化している。その上にジェット戦闘機も飛来するようになり、市民はさらなる爆音被害に晒されている。いまや普天間飛行場は最も危険な海兵隊航空基地として認識されるにいたっている。

日米特別行動委員会(SACO)において普天間飛行場の全面返還が合意され、当時の橋本総理大臣とモンデール駐日大使の「今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表は、宜野湾市民だけでなく沖縄県民に大きな期待を持って迎えられた。

そのSACO合意から7年が経過した今日、普天間飛行場は全面返還されるどころか、年々米軍ヘリの飛行訓練が激しくなり、普天間飛行場周辺地域の住民からは日夜繰り返される飛行訓練による爆音被害の一日も早い除去を訴える声が宜野湾市に毎日のように寄せられている。

現在、国と県が進めている軍民共用空港の建設では、環境アセスメントに3～4年、埋め立て工事に9年半、滑走路・施設建設に2～3年、機能移設に1年半などで早くても16年後にしか普天間飛行場の返還は実現しないことになっている。すでに8年が経過していることを合わせれば、1996年の日米合意から24年後の返還となり、戦後の米軍施政権下の27年にも匹敵することになる。

ますます激化する米軍ヘリの飛行訓練による爆音被害に日夜苦しめられている宜野湾市民にとって現状がこれ以上放置されることは許されるものではない。

まさに、今日の普天間飛行場全面返還をめぐる状況は、一番危険な海兵隊航空基地である普天間飛行場を放置しようとするものであり、普天間飛行場返還の原点が忘れられ、「5乃至7年以内に普天間飛行場を返還する」という1996年12月2日のSACO最終報告の合意を無にするものである。

このような現状に対して本市としては、市民の生命と財産を守るために返還を求めるアクションを起こして、日米両政府の全面返還合意を履行させる必要がある。

また、米国の「基地見直し委員会」の議論及び日米両政府の米軍基地再編協議の開始など、米軍基地閉鎖・再編の動きが活発化している。2003年11月来日、来沖したラムズフェルド米国防長官は、「こんな所で事故が起きない方が不思議だ。代替施設の計画自体、もう死んでいる」と指摘し、2004年1月13日外務省海老原北米局長はロッドマン米国防次官補から「普天間問題を何とかしたい。SACO合意の見直しを検討できないか」と提案を受け、2004年2月3日には外務省竹内行夫事務次官とアーミテージ国務副長官との「戦略対話」を終え、石破防衛庁長官と会談し、「SACO最終報告の見直しを検討したい」と協議の開始を求めたとマスコミに報道されるに至っている。

米国政府が在沖米軍基地を含めて海外米軍基地の見直しを進めようとする今こそ、普天間飛行場返還の原点に立ち返り、沖縄県民の基地負担の軽減を実現するため、海外米軍基地の閉鎖再編計画の中で5年以内(2008年)に普天間飛行場の閉鎖・全面返還を実現することを強く求める絶好の機会である。

1. SACO最終報告の意味するもの

SACO（日米特別行動委員会）

政府は、外交青書「分野ごとに見た国際情勢と日本外交」の中で次のとおり触れている。「在日米軍の施設・区域が高度に集中している沖縄県民の負担を軽減するために、また、日米安保体制の信頼性の向上のためにも、沖縄県民の声に対し、誠心誠意耳を傾けつつこの問題に誠実に対処することが極めて重要であるとの認識に立ち、95年11月に米国政府との間で『沖縄に関する特別行動委員会（SACO）』を設置し、日米安保条約の目的達成との調和を図りつつ、沖縄における米軍施設・区域の整理、統合、縮小や、訓練、騒音、安全等の米軍の活動に関連する諸問題についての検討を行ってきた。」

これは、SACOが、沖縄県民の負担を軽減することを主な目的として、設置されたものであることを述べている。私たちは、この原点をしっかり認識する必要がある、そうであれば、県民負担を軽減としたSACOの象徴でもある普天間飛行場の返還問題が、今もって滞っていることに大きな疑問を持たざるを得ない。普天間飛行場に関して言えば、SACOは破綻したのではないか。さらに、代替施設協議会を中心とする日本側の普天間飛行場に関する現在の動き（アセス実施を含めて10数年の建設期間等）は、早期に危険を解消し、騒音被害を解決すべきとして5年ないし7年で返還するとしたSACOの最終報告と矛盾しないのか。

SACOを着実に実施することをベターとしている日米両政府や県政の今のスタンスからすると、基地の整理縮小の早期実現は、決して簡単ではない。しかしながら、過去に沖縄県民が動けば日米ともに真剣にかつ変わった対応が出てきたことを考えると、困難ではあっても不可能ではない。本来、SACOは、沖縄県民の負担を軽減することを主な目的としている以上、11の専用施設のうち7施設が県内への移設を前提条件にしているSACO合意そのものが、県民にとっては過重な負担となっている。

一方、閣議決定に基づき設置された「跡地対策協議会」では、平成17年度までに跡地利用計画策定の基礎となる基本方針を策定することになっているので、夢のある普天間飛行場の跡地利用という面からは、市民や市の考え方を明確に打ち出していける場として、大いに期待される。

また、本協議会において、沖縄振興特別措置法でいう、大規模跡地の指定に基づく開発整備の手法も含めて、跡地利用に係る新たな法制度が

必要ないか、財政的な支援策等はじめ、国や県に対し具体的に要望していくことも検討する。

2. 普天間飛行場の現状

(1) 訓練の状況

1) ヘリによる住宅地上空での低空旋回飛行訓練

最も危険で騒音を発生させるものとして、ヘリによる住宅地上空での低空旋回飛行訓練が頻繁に行われている。訓練の方法は、早朝から夜間の間、時間に関係なく行われ、飛行訓練の基礎といえる離発着（タッチアンドゴー）訓練が住宅地上空で行われている。旋回訓練であるため、旋回地点の上空を5分間隔、頻繁の場合は30秒間隔でヘリが通過し、1～3時間継続した飛行訓練を行っている。

2) 固定翼機の訓練

KC-130空中給油機及び嘉手納基地所属のP3C対潜哨戒機の長時間にわたる旋回飛行訓練が頻繁に行われており、又、FA-18ホーネットが度々飛来し、受忍限度を超える騒音を発生させている。

3) 米軍基地間移動の訓練

普天間飛行場を離陸したヘリは、北部訓練場、キャンプシュワブ、キャンプハンセン等の訓練場で空陸一体となった訓練を行っている。そのため、早朝から深夜にかけて基地間移動のための離発着が頻繁に行われている。

(2) 騒音の実態

1) 日米安全保障協議委員会（SCC）は、沖縄県民の負担を軽減するSACO最終報告を受け、最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することになるとし、SACOの最終報告を承認している。しかし、普天間飛行場周辺住民の負担は一向に改善されていないのが実情である。

2) 岩国飛行場に配備されている14機のAV-8Bハリアーは、平成8年5月に米国に帰還していることは確認ができる。（岩国市基地対策課平成15年7月発行：「基地と岩国」更新データ集より）しかし、KC-130航空機については、今だ居座ったままとなっている。

(3) 事件・事故の実態

基地があるがゆえに起こる米軍基地関係の事件・事故は、平成8年12月SACOの合意によって、基地からの県民生活への負担は大きく変化するものと期待が寄せられた。

しかし、平成14年度の航空機関連の事故は今までの件数をはるかに上回り、一気に60件を数えた、それは、これまで宜野湾市や宜野湾市議会から再三再四にわたって指摘されてきた普天間飛行場所属CH-53、UH-1ヘリによる燃料タンクの落下事故、不時着事故が含まれていることに、宜野湾市内の住宅地上空における米軍機の日常的飛行訓練は市民生活を危険に晒し、犠牲の上に行われていることに他ならない。

2001年1月12日(金)の琉球新報朝刊社説の見出しに「米兵わいせつ・抗議しても抗議しても 日本はどこにこんな所が」との記事が掲載された。

内容は、「どうして、こうも繰り返されるのだろうか。今度は、在沖米海兵隊員がハレンチな行為で県警に逮捕された強制わいせつ事件が起こった。米兵の犯罪に対する県民感情は、一段と敏感だ。その背景には、戦後、半世紀以上、新しい世紀に入っても変わらぬ基地の重圧がある。基地から派生する爆音などの被害や、事件・事故が後を絶たぬことへの怒りと不安の表れでもある。沖縄では戦後、長い間、少女拉致殺人、女性殺人事件等、女性を被害者とする事件が相次いだ。復帰後も米兵により事件・事故は後を絶たない。1995年には少女乱暴事件が発生、八万人余が結集する県民大会が開かれた。このようなところは、沖縄のほか、日本全国のどこにあるのだろうか。」というものだった。

(4) 市民の反応

行政へ寄せられる市民の声(苦情電話・基地被害110番:098-893-4400)

普天間飛行場から派生する騒音被害等について市民から苦情が寄せられており、離発着の際の墜落の不安やジェット戦闘機およびヘリコプターの騒音、ヘリコプターの旋回訓練、民間住宅地上空での低空飛行、夜間飛行による騒音など多様な被害状況が伺える。

基地政策部が設置した基地被害110番については、市民への周知度が低く件数的には少ない実態があるが、上記のような苦情に加え不眠や不安感等の健康被害を訴えるものもある。このような市民生活に影響を及ぼす実態がある以上その状況を把握しなければならない。住民には騒音が日常的にあるため聴覚も慣れ被害意識が薄れていることや市に通報しても改善が見られず市民の声が米軍へ届いていないとの不信感を抱く声もあり、市として積極的に被害状況を調

査、分析し市民の前に明らかにしていきたい。

3. 返還アクションプログラムと跡地利用の整合性

1. 「普天間飛行場の移設に関する政府方針」(平成11年12月28日閣議決定)を踏まえ、跡地対策準備協議会の議論の結果、普天間飛行場の返還跡地利用への対応として、その基礎となる基本方針を平成17年度を目途に沖縄県、宜野湾市が共同で策定することとしており、国の助成を受け、普天間飛行場の跡地利用に資するための諸調査事業が実施されている。

事業の内容は、次のとおりとなっている。

- 1) 普天間飛行場跡地利用基本方針策定調査(県・市事業)・・・H15～H17
- 2) 宜野湾市都市マスタープランに関する調査(市事業)・・・H13～H15
- 3) 地権者等、合意形成等に関する調査(市事業)・・・H13～H20
- 4) 自然環境等現況調査(市事業)・・・H13～H16
- 5) 文化財に関する調査(市事業)・・・H13～H20
- 6) 中南部都市圏域計画に関する調査(県事業)・・・H13～H15
- 7) 導入機能に関する調査(県事業)・・・H13～H15
- 8) 中南部都市圏産業・機能プロジェクトの実現可能性調査(県事業)・・・
H13～H15
- 9) 中南部都市圏住宅関連調査(県事業)・・・H15
- 10) 埋蔵文化財広域発掘手法検討調査(国・県事業)・・・H13～H15
- 11) 大規模駐留軍用地跡地に関する都市計画調査(県事業)・・・
H13～H14
- 12) 環境共生・創造型再開発事業の枠組みに関する調査(国事業)・・・
H13～H14
- 13) 総合的・段階的なまちづくり事業の枠組みに関する調査(国事業)・・・
H15

2. 以上のことから、沖縄振興推進計画の第一期年度(平成14年度～平成16年度)において、普天間飛行場跡地利用の推進に関する基礎的調査はほぼ完了するものとなる。それを受けて、普天間飛行場跡地利用基本計画づくりに入っていくものとなる。基本計画づくりにあっては、事業主体や財政措置等に関する課題を抱えており、沖縄振興推進計画の第二期年度(平成17年度～平成19年度)、第三期年度(平成20年度～平成23年度)への施策的位置づけと次期沖縄振興特別措置法(平成24年度～)に連動させていくことが必要である。

3. 一方、SACO最終報告による代替ヘリポート建設県内本島北部東海岸沖を条件とした代替施設の動きは、平成15年6月沖縄県議会での答弁として、環境影響評価や公有水面埋立の手続き等に3年程度、工期に9.5年を要するとしながらも着工、竣工等の時期については明らかになっていない。国の環境影響評価が開始していない現段階で、不透明ではあるものの環境影響評価に3年、埋立工事に9.5年、建物・滑走路等の工事に2～3年、移動に1.5年の合計16年を要すると考えられ、最短で平成32年度(2020年度)以降の返還目途となる。となると現行の沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興推進計画の返還後の速やかな事業着手は遅々として進まず、次期沖縄振法の半期を無駄に過ごすことになる。

そのことは、駐留軍用地の跡地を有効に活用した沖縄の自立型経済の構築という最大の目的が大きく崩れる結果となろう。

4. 不透明感の漂う今日の普天間飛行場返還問題に真摯に立ち向かい、沖縄の新たな発展を図り、平和で安らぎと活力ある県土づくりをめざすために、市民・県民生活の視点に立った現状をしっかりと見据え、明快な分析と課題整理を行った行政目標の設定こそが大切であると考えます。

4. 米国における基地閉鎖・再編の動き

(1) 米国の基地再編の動き

2003年11月25日アメリカのブッシュ大統領が、正式に各国と海外基地の配備体制に関する協議を開始すると大統領声明を発表した。また、アメリカで新しい法律(2004米国軍事建設歳出法2003.11.22)が発効し、その法律によって米国は海外の米軍基地の再検討見直しを行う委員会を設置することを決めた。

私たちの記憶する米軍の海外基地編成の中で1969年ベトナム戦争の後を睨んで、ニクソンドクトリンによって在日米軍基地の再編が始まり、沖縄の返還にも繋がるアメリカのポスチャー(体制)の転換となったのがこのドクトリンであったわけである。今それと匹敵する変化が起ころうとしている。ここに、今チャンスがある。一方このチャンス逃すと、極めて憂える結果に繋がる可能性もある。しかも、大きな米軍配備の流動が今始まろうとすることは間違いないことであり、この流れを沖縄の現状を変えていくためにどう活用しようとするかが問われている。

今回の大統領声明は、二つのポイントがある。

一つは米軍の海外軍事力体制の見直しだが、米国の「脅威」に対抗するための

「軍の転換（軍の変革）」の一環であること。もう一つは、見直しに当たっては友邦・同盟国や議会と密接な協議を行うことである。

軍転換は、数十年の時間軸を取って米軍が変わっていかなければならないというクリントン政権から始まっているハイテクの考え方である。数ではない質である、能力であるという考え方である。これまでの軍につきまとっている物量志向、たくさんの軍隊、たくさんの戦車、たくさんの飛行機といった考え方から脱却して、もっとハイテクを駆使した効率的軍隊に転換しようとする能力ベースの考え方である。

それと密接に関係してもう一つ進行しているのが統合化という考え方である。陸軍、海軍、空軍、海兵隊という軍別志向から脱却して、軍は一つにまとめり末端にいたるまでまとめて戦争を組み立てようという考え方である。

この軍の転換に見合った新体制の構築には、制服組の抵抗、基地の地元利益を抱える議会の抵抗、そして米国の友邦・同盟国の抵抗が予想されることから、大統領声明は、海外軍事力の新体制の構築には、協議を重ねていくことを強調している。

（２） 沖縄の海兵隊

さて、そういう中で、沖縄の海兵隊が米軍にとってどういう部隊なのかということ振り返っておきたい。米海兵隊の沖縄駐留に強い軍事的合理性があるのだろうか。日本から得られる潤沢な財政支援、思いやり予算をふくめ基地を維持するための他国にはないようなメリットがまずある。日本側からも米国側からも「同盟の証」として基地を維持するという側面がある。朝鮮半島、台湾海峡に近いということがしばしば強調される。あるいはインド洋、ペルシャ湾への展開の中継基地である。そのために重要であるということが強調されているのは確かに米軍から見れば、あるに越したことはない地の利を得ている。しかし、そこに「常駐する部隊」があるということは、それとは別次元のことである。これまで米軍の配備、緊急展開等において沖縄に部隊がいるということは、距離の意味において近くにいるということが役立ったということは皆無であると思われる。最近のイラク戦争でも分かるように、あるいは朝鮮半島危機の1994年の例を見ても、ある部隊展開をするためには米軍は十分な準備をする。その準備の期間は他所から見ると慎重すぎると思えるくらい準備に期間をかけて行う。それはある意味では死ぬかもしれない兵を送る側の責任ともいえるからである。あるいは同盟国との話し合いをしなければならないという面もある。ほとんどの場合、米本土からその時点において適した部隊を派遣するというのが実際の部隊展開である。近いからそこから行くということはリアリティのない宣伝文句であるというふうに思える。

(3) 海外基地再編の三つの流れ

今進行しているアメリカの海外基地再編の動きは「三つの流れ」が錯綜している。

一つは先述したように、大統領声明を経た行政レベル、国防省レベルで進行させようとしている再編のイニシアティブである。2003年12月2日の琉球新報にラムズフェルド国防長官が、NATOでこの話を始めたということが大きく報道されたし、大統領声明の中にも、12月はじめNATO閣僚会議から公式な話を始めるということが書いてある。ブッシュ声明は、二つの重要なことを述べている。一つは「新しい脅威」に対して再編をしなければならないということであり、もう一つは、各国及び米国議会と「緊密に協力」をするということが繰り返し繰り返し述べられている。

この大統領声明の直後に、記者会見をしたラムズフェルド国防長官は、この数ヶ月間各国と話し合う、それから議会とも緊密に話しをする、しかし実行には数年かかるだろうとそして同時に数ではない能力だと繰り返し言っている。これが一つの行政レベルのアプローチである。

二つは、米軍基地閉鎖再編2005ラウンド(BRAC: Base Realignment & Closure)である。02会計年国防認可法で、冷戦終結に伴う基地閉鎖・再編を2005年会計年度(2004年10月1日から始まる)に、第五ラウンドの閉鎖・再編を実行することを立法化した。2003年12月31日までに国防長官がどの基地を閉鎖するかという選定基準を定め、それから2004年1月に2005年の予算の原案をつくる。この段階で2005予算説明書に国内基地の閉鎖の手順として、海外基地の資料を添付しなければならないとしている。

米国内の基地を閉鎖・再編することについて米国内では非常に抵抗がある。特に、基地を抱えている地元は、これ以上基地を減らされては困るという地元利害でこの国防省の2005年基地閉鎖計画にものすごく抵抗しており、最近米国議会を通った国防認可法には、最初その2005年国防認可法を骨抜きにする案が含まれていた。そのことについて、「もしこの案が通るならば大統領は、拒否権を発動する」との声明をだしたほどである。このように2005年基地閉鎖が行われるわけだが、議会、地方との攻防は続いている。

そもそもBRAC05は、米国内の軍事基地のみを対象とした閉鎖・再編である。海外基地を放置しておいて国内基地だけを2005年に閉鎖することは、何事かというのが米国の議員の言い分で、2005年閉鎖計画は、国内基地閉

鎖計画であるけども、その時点で海外基地に関する国防省の認識を添付資料としてだせ、ということになっているわけである。

次に三つの大事な流れがある。米海外基地見直し委員会の設置が決定したことである。この法律は、「2004年米国軍事建設歳出法」にもぐりこんでおり、一見軍事建設に関する歳出法になっている。この第128節に、元々国防認可法に入っていた「合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」の設置が位置づけられている。委員会は8人より構成され、上院の共和党・民主党が各2名、下院の共和党・民主党が各2名と両党派が任命する合計8名で構成する委員会がつくられる。そして、2004年12月31日までに委員会レポートが作成される予定となっている。

その委員会の義務は、基本的に海外にどういう任務を持った、どういう部隊を置く必要があるから、どういう基地が必要だということを8名の委員に報告書を作成せよということである。その過程で委員及び委員会の権限としてヒアリングを行うことができるし、さらに証拠の提出を求めることができるとなっている。それゆえ、日本政府からのインプットが可能であるし沖縄からのインプットも可能である。

私たちはこのチャンスに、普天間基地の実態、住民生活への被害というものを全面に押し出して、沖縄からのメッセージとして明確に出すべきものと考え

5 . 返還に向けて

(1) 今なぜ普天間か

宜野湾市の普天間基地が日米間で1996年4月に5～7年以内の返還を口にされてから、その示された期限を越えて8年になる。返還の合意は法的に言えば日米間できちんとされた契約のようなものである。いわば契約を履行すべき期限が過ぎているのである。この期限切れを迎えて市民・県民はこのことにどう向き合い、何をすべきであろうか？そこで、なぜ普天間が返還されることになったかということを考えてみたい。

そもそも普天間基地が返還されることとなったその原点は、日米間の合意文書を見ると、同基地が非常に危険な基地であるということで住民をその危険な基地から解放することなのである。ところが、普天間基地の危険性についてまるで宜野湾市だけの問題であるかのように、多くの市民・県民があまり関心を寄せていないか、あるいはその危険性を知っていても、いずれ日米が動いて、

普天間の返還を行うまでどうしようもないと考えているのが現状であろう。

周知のように普天間基地内外でこれまでも多くの米軍機やヘリの事故が起って来たのであり、その度にマスコミも大きく報道してきた。米軍機やヘリの低空飛行は騒音が激しいだけでなく、その飛行ルートの下に住む市民は、墜落の危険にさらされている。住民居住地区に墜落し、犠牲者が出て初めてこの危険性を認識するか、あるいは返還運動を本気で取り組むのかというようでは沖縄県民の人権感覚が問われる。少なくとも、日米政府はこの危険性を認識しているのである。

ところが、日米政府は普天間の代替施設問題がなかなか進展しないのいいことにずるずると、世界でも最も住民にとって危険な軍飛行場の一つである普天間基地の返還を遅らせている。日米政府は、主権国家として、市民・県民の人権を優先させ、その侵害の危険性から救済する、ということを、世に向かって公表したのである。代替施設の問題が片付かないから、人権侵害の危険性を放置しておく、というのでは、まさに何のための返還発表だったのかということになり、当時、米兵による少女暴行事件や代理署名訴訟などで市民・県民の抗議の声が高まっていることを一時的に抑えるための中身の無い単なるパフォーマンスだったのではないかと疑わしくなる。

国家の政府が公言した約束というものは、個人の無責任な口約束とはまったく次元の異なるものであり、誠実に履行されなければならない。また、一度言ったことは翻してはならない(禁反言、E s t o p p e l)というのは特に英米法の大原則である。少なくとも市民・県民は、日米政府の普天間返還発表を約束したものと捉えた行動を行ってきたのである。これを英米法の本家本元でしかも正義を国是とする米国政府が破るようだと言米国の法原理・法体系そのものが崩れ去るほど大きな意味をもっている。

同じように、市民・県民の生命や人権に対して、尊重するということが、少なくとも普天間返還の原点であるならば、代替施設問題の解決というのは、返還を遅らせる合法的理由(英語ではよく正当でないということを合法的 l e g i t i m a t e でないという)にはならない。日米間で普天間返還を打ち出した理由における優先事項が生命や人権であることが明確であるからである。代替施設問題が解決を見ないから、普天間基地を返還せず、危険な状態を放置するというのでは、市民・県民は納得できるものではない。

人権の尊さは国際的にも広がりを見せていることはいうまでもない。グローバル化の中で、ますます人権を優先すべき傾向は強くなっている。普天間返還もその流れの一環にあり、そして米国政府の基地再編の一つの課題にも間違いなくなっゆくはずである。ここに普天間返還の結節点が見出せるのである。「最も危険」と認識されている普天間基地から重大な害を被る可能性のある市民・県民が返還に無関心であれば、結節点は再び分離してしまうと言てよい。

(2) 今後の取り組み

- 1) 本市は、「普天間飛行場返還アクションプログラム - 5 年以内返還のための骨太の方針 - 」に沿って、今後 5 年以内(2008年)の普天間基地の返還に向けた行動をとる。
- 2) 日米間の進める米軍海外基地の閉鎖・再編協議に市民意向を反映させるため、日米両国政府への要請行動や、県に対する協力要請を行うとともに米軍基地の重圧と危険について、本市は引き続き宜野湾市民の協力と理解を得られる行動を展開する。特に「ふれあい市長室」の積極的活用、「基地被害 1 1 0 番」の活用、「基地監視ボランティア活動」を通しての市民の生命と財産を守る活動に積極的に取り組むとともに軍用地等地主会の意見集約の場を設定する。
- 3) 市民の中からは、本市が今後進める5年以内(2008年)の普天間基地返還行動と、現在政府が進める「新基地建設」着工問題と沖縄県が標榜する「15年使用問題 = 軍民共用空港」との整合性を求める声や疑問点も提起されているので、尚一層市民との対話と理解を得る努力を重ねていく。
- 4) 本市は去った沖縄戦において激戦地となり、人命や自然が徹底的に破壊された場所である。破壊され尽くした場所に住み、なお米軍基地の重圧に半世紀以上さらされているがゆえに、人は強くなり、良心と勇気をふるって立ち上って来た幾多の重い過去がある。確かに昨今の米軍基地を取り巻く状況は、急速な展開を示し、ある意味で不透明ともいえるかもしれない。しかし、確実に米軍基地は、米国内外における再編、撤去、整理の方向へと動いており、本市発展の望ましくない状況の改善や市民の生命と財産の確保をはかるために粛々とその任を遂行していく。

アクションプラン指針

2003~2008

宜野湾市

返還対策

1. ふれあい市長室
2. 移動ふれあい市長室
3. 基地監視ボランティア
4. 飛行ルート調査
5. 騒音被害調査
6. 普天間基地返還フォーラム
7. 先進地視察
8. 直接要請行動
9. 情報の提供
10. 基地被害110番
11. 普天間基地包囲行動への支援

市民の声を携えて要請

沖縄県

政府

2003.10月~

内閣府
外務省
防衛庁
防衛施設庁
その他(国会等)

米軍

在沖米軍基地
司令部
その他

米国

2004.4月~

米国議会
米国務省
米国防総省
その他

継続的取り組み

2004.8月
米軍海外基地閉鎖プログラム作成

2005
米軍海外基地の統廃合開始

2008
普天間基地返還終了 / 跡地利用開発

普天間飛行場返還アクションプログラム

～ 5年以内返還のための骨太の方針 ～

AP2004 (平成16年)	返 還 対 策	跡 地 対 策	関連する動き
期 (1月～3月)	<ul style="list-style-type: none"> 基地対策協議会最終答申 普天間飛行場返還APJ公表 基地監視ボランティア活動開始 (騒音・機種・飛行ルート・飛行時間) ふれあい市長室」 移動ふれあい市長室 騒音被害110番 	<ul style="list-style-type: none"> 普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会 普天間飛行場跡地利用基本方針策定審議調査会 駐留軍用地跡地利用計画策定委員会 (キャンプ瑞慶覧) 宜野湾市自然環境調査検討委員会 関係地権者等意向醸成・活動推進調査検討委員会 宜野湾市都市マスタープラン策定調査検討委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 日米両政府再編協議 米国軍事施設見直し委員会設置 通常国会 3月議会 台湾総統選(3)
期 (4月～6月)	<ul style="list-style-type: none"> グアム・ハワイ視察 基地閉鎖プラン訪米行動及び報告会 健康被害調査 ふれあい市長室」 移動ふれあい市長室 宜野湾からのメッセージ送付 米国現地調査開始 普天間飛行場返還計画見直し要請行動 (知事、総理、関係省庁) 基地監視ボランティア活動 	(自然環境調査(～2004)) (水質・土質調査)	<ul style="list-style-type: none"> 5.16普天間飛行場包囲大行動 参議員選挙マニフェスト 6月議会
期 (7月～9月)	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい市長室」 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動 	* 跡地対策協議会開催	9月議会
期 (10月～12月)	<ul style="list-style-type: none"> 普天間早期返還フォーラム 普天間飛行場返還計画見直し要請行動 (知事、総理、関係省庁) ふれあい市長室」 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動 	* 跡地対策協議会開催	<ul style="list-style-type: none"> 米大統領選挙(11) 米国基地閉鎖委員会レポート 12月議会

AP2005 (平成17年)	返 還 対 策	跡 地 対 策	関連する動き
期 (1月～3月)	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい市長室」 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動 		3月議会
期 (4月～6月)	<ul style="list-style-type: none"> 基地閉鎖訪米行動及び報告会 ふれあい市長室」 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動 	(跡地利用基本方針策定調査(～2005))	<ul style="list-style-type: none"> 第二期沖縄復興推進計画 6月議会
期 (7月～9月)	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい市長室」 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動 	* 跡地対策協議会開催	9月議会
期 (10月～12月)	<ul style="list-style-type: none"> 普天間早期返還フォーラム 普天間飛行場返還計画見直し要請行動 (知事、総理、関係省庁) 日米合同委員会開催要求 ふれあい市長室」 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動 	* 跡地対策協議会開催	12月議会

AP2006 (平成 18年)		返 還 対 策	跡 地 対 策	関連する動き
期 (1月 ~ 3月)	日米合同委員会開催 ・ふれあい市長室 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動		普天間飛行場跡地利用基本方針策定	3月議会
期 (4月 ~ 6月)	・ふれあい市長室 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動			6月議会
期 (7月 ~ 9月)	・ふれあい市長室 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動		* 跡地対策協議会開催	9月議会
期 (10月 ~ 12月)	日米合同委員会見直し返還合意 ・ふれあい市長室 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動		* 跡地対策協議会開催	知事選 (11) 12月議会

AP2007 (平成 19年)		返 還 対 策	跡 地 対 策	関連する動き
期 (1月 ~ 3月)	返還実施計画策定 (防衛施設庁) ・ふれあい市長室 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動			3月議会
期 (4月 ~ 6月)	・ふれあい市長室 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動			市長選 6月議会
期 (7月 ~ 9月)	・ふれあい市長室 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動		* 跡地対策協議会開催	9月議会
期 (10月 ~ 12月)	・ふれあい市長室 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動		* 跡地対策協議会開催	12月議会

AP2008 (平成 20年)		返 還 対 策	跡 地 対 策	関連する動き
期 (1月 ~ 3月)	・ふれあい市長室 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動			台湾総統選 (3)
期 (4月 ~ 6月)	・ふれあい市長室 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動		(地元意向調査 (~ 2008)) (文化財調査 (~ 2008))	6月議会
期 (7月 ~ 9月)	・ふれあい市長室 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動		* 跡地対策協議会開催 大規模跡地指定 ・国の取組方針策定 ・県総合計画策定 普天間飛行場跡地基本計画策定	北京オリンピック 9月議会
期 (10月 ~ 12月)	・ふれあい市長室 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動 【返還日】		* 跡地対策協議会開催	12月議会

印は、時期の目途とする。

返還日は、5年以内の最終年度に当たる2008年に設定した。